

特定非営利活動法人 A・Pion 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 A・Pion という。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事業所を東京都町田市藤の台1丁目1番17-103号におく。

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者の生活を支援し、障害のある方や地域住民に対し、コミュニティの場としてのサロンを運営することで、障害のある方が自分の仕事に価値を見出し労働に見合った評価と報酬を得られるような就労の場を提供するとともに、地域住民の居場所作りに関する事業を行い、地域の方々の障害に対する理解を深め地域における社会福祉の増進と障害児・者が生き甲斐を持って生きていけるような社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害児・者に関する普及・啓発事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあった時、正当な理由がない限り、入会を認めな

ればならない。

- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通告しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既に納入した会費は返還しない

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当した場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受けた時、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反した時。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人を副理事長とすることができる。

(退任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時又は、理事長が欠けた時はその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、こ

の法人の業務を代行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を代償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び決算

(4) 役員を選任又は解任、役員職務及び報酬

(5) 会費の額

(6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において

- 同じ) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 解散における残余財産の帰属
 - (8) 会員の除名
 - (9) その他運営に関する重要事項
 - (10) 事業計画及び予算並びにその変更

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催すること。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした時
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時。
 - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定員数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前第2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ

る場合にあつては、その数を付記すること)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつた時

(理事会の招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつた時には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会

に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録著名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録著名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から先に伴う収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立のその日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

- 2 前事項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他に新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が法第 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとする時は総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）した時は、所轄庁に届けでなければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又破産手続き開始の決定による解散を除く）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所属庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長、及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 和田 真帆
副理事長 工藤 幸一
副理事長 伊東 文恵
理事 中村 一美
監事 大倉 奈緒

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 正会員 (個人) 10,000円

賛助会員	(個人)		1,000 円 (1 口以上)
賛助会員	(団体)	1 口	10,000 円 (1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人A・Pion

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	住所又は居所	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	ワダ マホ 和田 真帆	[REDACTED]	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	理事長
2	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	クドウ コウイチ 工藤 幸一		<input checked="" type="radio"/> 有・無	副理事長
3	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	イトウ フエ 伊東 文恵		有・ <input checked="" type="radio"/> 無	副理事長
4	<input checked="" type="radio"/> 理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	ナカムラ カズミ 中村 一美		有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
5	理事・ <input checked="" type="radio"/> 監事	オウクラ ナ 大倉 奈緒		有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和4年度

事業計画書

特定非営利活動法人 A・Pion

1 事業実施の方針

令和4年度は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に就労の機会を提供します。

地域の方にゆったりと利用できるコミュニティーの場としてサロンであることを知って

いただきます。ここで活動する障害児・者を地域の方により深く理解していただけるようなサロン作りを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【27,490】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害サービス事業	就労継続支援B型事業として サロン事業 障害者と支援者が調理し、障害者の接客を行います。野菜は自産野菜を使用したり、地域の農家と契約して安い価格で仕入れ、ランチ作りをする。	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者 地域住民	1000名	19,900
	就労継続支援B型事業として ものづくり事業 障害者の特徴をいかせる活動の場としてプラバンアクセサリーや犬のお散歩バックなどを作り販売していく。	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者 地域住民	500名	1,600
	就労継続支援B型事業として 犬のおやつ作り事業 犬のおやつを作り、販売会等で直接売ることで犬と触れ合う機会を作り心のケアを行う。	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者 犬を飼っている地域住民	500名	4,300
	就労継続支援B型事業としてまた、心のケアとして 畑事業 カフェ、犬のおやつ用に使用する野菜の生産と販売。	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者 地域住民	3名	1,000

障害児・者に 関する普及・ 啓発事業	就労継続支援 B 型作業所 の PR 活動として 事業所の活動を HP で発 信し、通信誌を発行。各種 福祉施設を対象としたイ ベント等に参加。	通年	法人 事業所	2 名	福祉サー ビス受給 者を持つ	1000 名	690
--------------------------	---	----	-----------	-----	----------------------	--------	-----

令和5年度

事業計画書

特定非営利活動法人 A・Pion

1 事業実施の方針

令和5年度は、2年目の活動になりますので、具体的に地域の方が利用しやすいコーナーを設置しより一層コミュニティーの場を作り提供します。

事業所の障害者が個々の特徴を活かせる活動の場を提供していきます。

販売する場所を増やし、障害者が社会に出る機会を増やし社会貢献を目指します。

イベント等にも積極的に出店し、障害者の就労継続支援B型事業の活動を多くの方にとって

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【29,878】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害サービス事業	就労継続支援B型事業として サロン事業 障害者と支援者が調理したランチを販売し、障害者がサロンの接客を行います。また、「お弁当作り」も始め、販売を行います。	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者証を持つ者 地域住民	1500名	21,378
	就労継続支援B型事業として ものづくり事業 障害者の特徴をいかせる活動の場としてプラバンアクセサリや犬のお散歩バックなどを作り販売していく。サロンに販売場所を設け、地域の方の手作り品も展示販売し、交流のできる場を作ります。	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者証を持つ者 地域住民	550名	2,100
	就労継続支援B型事業として 犬のおやつ作り事業 犬のおやつを作り、販売と会等で直接販売することを作り心と触れ合う機会を作り心のケアを行う。保護犬の譲渡会などで販売をしていきます。	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者証を持つ者 犬を飼っている地域住民	600名	5,200
	就労継続支援B型事業としてまた、心のケアとして 畑事業 カフェ、犬のおやつ用に	通年	当法人事業所	2名	福祉サービス受給者証を持つ者	3名	1,000

	使用する野菜を生産する。						
障害児・者に関する普及・啓発事業	就労継続支援 B 型事業の PR 活動として 事業所の活動を HP で発信し、通信誌を発行。各種福祉施設を対象としたイベントに参加。	通年	当法人事業所	2 名	福祉サービス受給者証を持つ者	1500 名	200

令和4年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人A・Pion

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			60,000
	正会員受取会費	50,000	
	賛助会員受取会費	10,000	
2 受取寄附金			0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等			33,400,000
	受取補助金(訓練等給付金)	32,400,000	
	受取補助金	1,000,000	
4 事業収益			7,400,000
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく障害福祉サービス事業	7,200,000	
	障がい者に関する普及・啓発事業収益	200,000	
5 その他の収益			0
	受取利息	0	
経常収益計			40,860,000
(B) 経常費用			
1 事業費			18,480,000
(1) 人件費			
	給料手当	12,000,000	
	賃金	6,480,000	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
(2) その他経費			9,010,000
	材料仕入費	1,200,000	
	法定福利費	1,800,000	
	福利厚生費用	100,000	
	広告宣伝費	480,000	
	旅費交通費	300,000	
	消耗品費	300,000	
	修繕費	360,000	
	水道光熱費	600,000	
	地代家賃	2,400,000	
	支払リース料	360,000	
	保険料	240,000	
	租税公課	50,000	
	交際費	100,000	
	支払手数料	120,000	
	雑費	600,000	
事業費計			27,490,000
2 管理費			1,200,000
(1) 人件費			
	役員報酬	1,200,000	
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
(2) その他経費			1,570,000
	消耗品費	0	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	120,000	
	地代家賃	1,200,000	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
	広告宣伝費	250,000	
管理費計			2,770,000
経常費用計			30,260,000
当期経常増減額 (A) - (B) ...①			10,600,000
(C) 経常外収益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ...②			0
税引前当期正味財産増減額 (1)+② ...③			10,600,000
法人税、住民税及び事業税 ...④			70,000
設立時正味財産額 ...⑤			0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			10,530,000

令和5年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人A・Pion

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		70,000
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	20,000	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		49,600,000
受取補助金(訓練等給付金)	48,600,000	
受取補助金	1,000,000	
4 事業収益		7,400,000
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく障害福祉サービス事業	7,200,000	
障がい者に関する普及・啓発事業収益	200,000	
5 その他の収益		1,000
受取利息	1,000	
経常収益計		57,071,000
(B) 経常費用		
1 事業費		19,668,000
(1) 人件費		
給料手当	12,600,000	
賞金	6,768,000	
退職給付費用	300,000	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		10,210,000
材料仕入費	2,400,000	
法定福利費	1,800,000	
福利厚生費用	100,000	
広告宣伝費	300,000	
旅費交通費	300,000	
消耗品費	240,000	
修繕費	450,000	
水道光熱費	650,000	
地代家賃	2,400,000	
支払リース料	360,000	
保険料	240,000	
租税公課	50,000	
交際費	100,000	
支払手数料	120,000	
雑費	700,000	
事業費計	10,210,000	29,878,000
2 管理費		1,200,000
(1) 人件費		
役員報酬	1,200,000	
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		1,650,000
消耗品費	10,000	
水道光熱費	10,000	
通信運搬費	120,000	
地代家賃	1,200,000	
旅費交通費	50,000	
減価償却費	10,000	
広告宣伝費	250,000	
管理費計		2,850,000
経常費用計		32,728,000
当期経常増減額 (A) - (B) ...①		24,343,000
(C) 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 (C) - (D) ...②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③		24,343,000
法人税、住民税及び事業税 ...④		70,000
前期繰越正味財産額 ...⑤		9,931,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		34,204,000

特定非営利活動法人 A・Pion

設立趣旨書

昨今、ダイバーシティアンドインクルージョンという言葉が注目されています。多様性の受け入れと訳すことができるこの言葉は、それぞれの個を尊重し、認め合い、良いところを活かすこと、とされています。

しかし、実際には、障がい者施設の職員として働く中で、障がい者に長時間単純作業をやらせ続けたり、「何もしなければ何も起こらないから、それでよし」ということで新しい取り組みは全く行わないなどの劣悪な作業所を多く見てきました。

現在東京都における令和元年度の1か月当たりの平均工賃は16,154円であります。工賃は上昇傾向にあるものの低い水準にとどまっています。令和元年度における平均工賃の分布によると、全体の約66%の事業所が都内平均工賃を下回っています。

今回、私たちは障がい者の観点から障がい者が主役の場を作りたいと思い、障がい者の方を役員においた団体を立ち上げようと考えました。そして、従来の福祉のありがちな「援助してあげる」と「援助してもらおう」という関係ではなく、障がいのある人たち自身が力を発揮して、価値を生み出しそれを正しく評価して世の中で活かすという対等な関わり方である「ウェルフェアトレード」を行い、仕事へのプロ意識や収入ややり甲斐の向上と社会参加を目指します。

方法として、最近開発された、豊富な乳酸菌で腸内環境を整えることのできる花酵母を使用した特別なパンを作り、そのパンを提供するサロン、犬のおやつ作りと販売（Webshopを含む）、障がい者の特徴を活かした雑貨類の制作と販売（Webshopを含む）、農業の場を作りたいと考えています。そして、サロンを障がい児・者と地域の方々を繋げる場としていけたらと考えています。

このような質の高い福祉事業所を実現させるには個人では負担が大きくなり限界があります。ウェルフェアトレードの福祉事業を運営し、活動の場を広げていくためには、行政や企業、一般市民の皆さまからの支援が必要不可欠なため、特定非営利活動法人を設立することを考えました。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。私たちは、就労支援B型作業所をはじめとした福祉事業を通じて、地域・社会との連携を図り、障がい者が安心して自立した生活を送れる社会の実現を目指します。

令和3年 10月3日

設立代表者

氏名 和田 真帆